

【秋田県外の国公立高等学校等在籍者用】

奨学給付金の申請手続きについて (新入生一部前倒しの申請)

○対象となる世帯

令和7年4月1日現在、次のすべてに該当する世帯

- (1) 保護者等が秋田県内に住所を有していること。
- (2) 生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯であること。

家計急変による申請の場合は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯であること。

- (3) 生徒が高等学校等に今年度入学し在学していること。

※ 入学式が4月2日以降であった場合でも、4月1日に在学していたものとみなします。

○提出書類（家計急変による申請以外の場合）

①	<input type="checkbox"/>	・奨学給付金受給申請書（様式1-1）
②	<input type="checkbox"/>	(1) 生活保護受給世帯 ・生業扶助受給証明書（様式1-1）又は福祉事務所が発行した生活保護受給証明書 (2) 生活保護受給世帯以外の世帯 ・保護者等全員の「 <u>令和6年度課税証明書</u> 」等 令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかるもの（課税証明書、非課税証明書、市町村民税・道府県民税等特別徴収税額等の決定通知書の写し）
③	<input type="checkbox"/>	・振込口座届（様式10） 口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。 ・通帳の写し 金融機関・店名・口座番号・口座名義がわかる部分
④	<input type="checkbox"/>	・在学証明書（様式2又は学校所定の様式） 在籍している学校から証明を受けてください。

○提出書類（家計急変による申請の場合）

①	<input type="checkbox"/>	・ 奨学給付金受給申請書（様式 1 - 3）
②	<input type="checkbox"/>	・ 家計急変の発生事由が分かる書類 離職票・雇用保険受給資格証、解雇通告書、 破産宣告通知書、廃業等届出など
③	<input type="checkbox"/>	・ 家計急変前と家計急変後の収入がわかる書類 家計急変前・・・課税証明書など 家計急変後・・・会社作成の給与見込み、直近の給与明細、 税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
④	<input type="checkbox"/>	・ 振込口座届（様式 10） 口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。 ・ 通帳の写し 金融機関・店名・口座番号・口座名義がわかる部分
⑤	<input type="checkbox"/>	・ 在学証明書（様式 2 又は学校所定の様式） 在籍している学校から証明を受けてください。

- ・ 災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象となりません。
- ・ 収入見込額には、退職金、失業手当は含めません。
- ・ 確認のため上記の書類のほかに提出をお願いする場合があります。

○提出期限等 令和 7 年 6 月 30 日（月）必着

※提出期限後は受付できませんのでご了承ください。

○提出先 〒 010-8580

秋田県秋田市山王三丁目 1 - 1

秋田県教育庁高校教育課 調整・企画チーム

TEL 018-860-5161

FAX 018-860-5808

※簡易書留・特定記録郵便・持参のいずれかで提出してください。

○給付額 給付が決定した場合は、年額の 1 / 4（4～6 月相当分）の額

○給付方法等 給付が決定した場合には、届けのあった口座に振り込みます。
（7～8 月頃を予定）

※ 本年 7 月～来年 3 月相当分に係る給付金については、あらためて申請が必要
です。